自由民主党 介護福祉議員連盟
会長 麻生太郎様

# 『令和９年度介護報酬改定に向けた要望事項』




一般社団法人
全国介護事業者連盟

理事長　斉藤正行

令和８年１１月１９日（木）

# 当団体について

| | |
|---|---|
| 法人形態 | 一般社団法人 |
| 法人名 | 全国介護事業者連盟 |
| 設立年月日 | 2018年6月 |
| 本店所在地 | 東京都千代田区麹町4丁目 |
| 代表者 | 斉藤正行 |

介護・障害福祉事業者による横断的（法人・サービス種別）組織体制

「産業化の推進」・「生産性向上の推進」を2大テーマとする。

介護・障害福祉事業者会員数 ： 6,854社 41,704事業所

（介護事業所：25,751事業所 障害福祉事業所：15,953事業所）

※令和8年11月現在

# 大幅なプラス改定が不可欠

現在、介護現場の置かれている環境は極めて深刻な状況にあります。物価高の影響は、公定価格により報酬単位が決められている事業者の収益環境の悪化を招き、民間調査会社の調査では近年、介護事業者の倒産件数が過去最多を更新し続けています。また、他産業の賃上げに追いつけておらず、介護人材の確保は過去最も困難な状況にあり、更なる処遇改善を始めとする支援策が求められています。

そのような状況の中、令和7年度補正予算及び令和8年度臨時報酬改定による大きな予算を確保いただけたことには改めて感謝申し上げます。

しかしながら、臨時報酬改定では原則として処遇改善のみの対応であり物価高の長期化予測や、金利の上昇や円安傾向など、事業者の収益環境は厳しさを増しており、喫緊の対策が求められていることから、事業者自身も創意工夫し、経営の安定性の確保と改革を進めるべく努めてまいりますので、

**令和9年度介護報酬改定においては、**
**物価高に応じた過去に類を見ない大幅な報酬増**
**（全国・全サービス分類において基本報酬単位と処遇改善）**

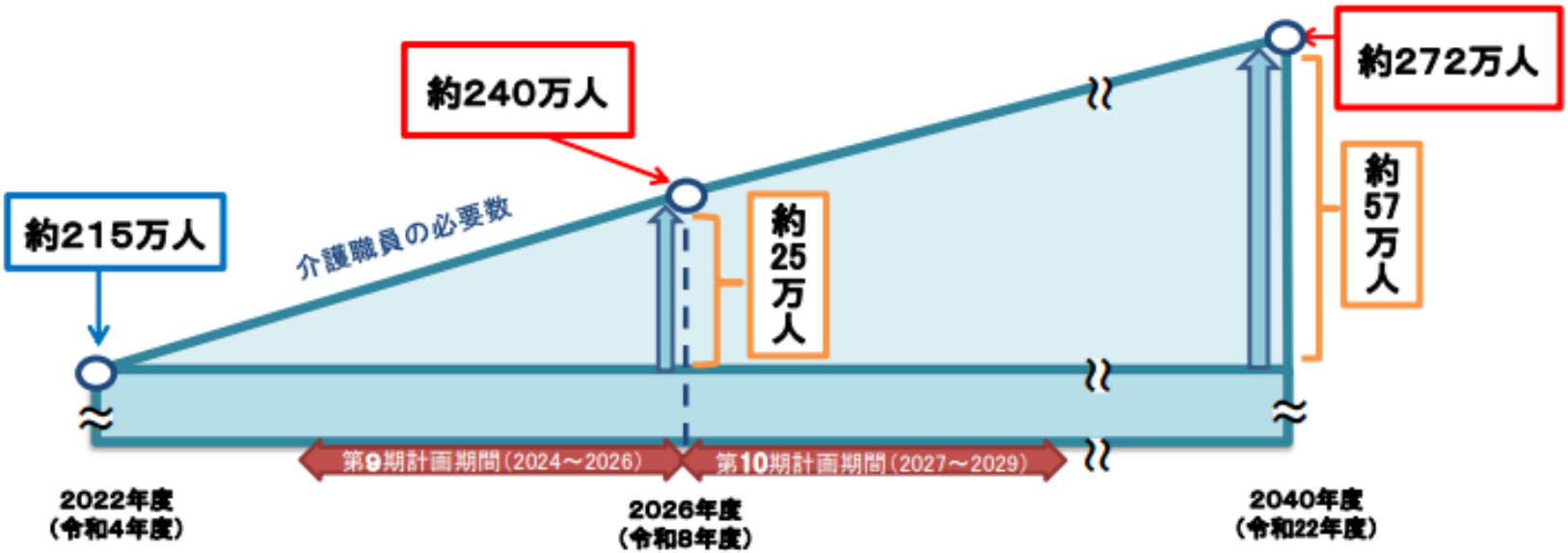
の実現を、切にお願い申し上げます。

# 第９期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

○　第９期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
- 2026年度には**約２４０万人（＋約２５万人（6.3万人/年））**
- 2040年度には**約２７２万人（＋約５７万人（3.2万人/年））**

となった。　※（）内は2022年度（約215万人）比

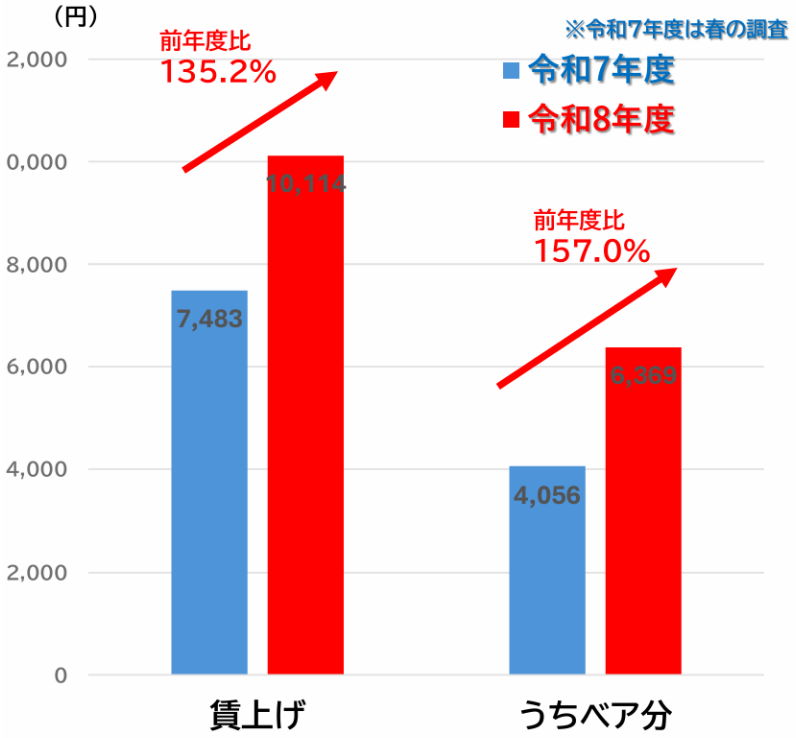
○　国においては、①**介護職員の処遇改善**、②**多様な人材の確保・育成**、③**離職防止・定着促進・生産性向上**、④**介護職の魅力向上**、⑤**外国人材の受入環境整備**など総合的な介護人材確保対策に取り組む。




注１）2022年度（令和４年度）の介護職員数約215万人は、「令和４年介護サービス施設・事業所調査」による。
注２）介護職員の必要数（約240万人・272万人）については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第９期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。
注３）介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

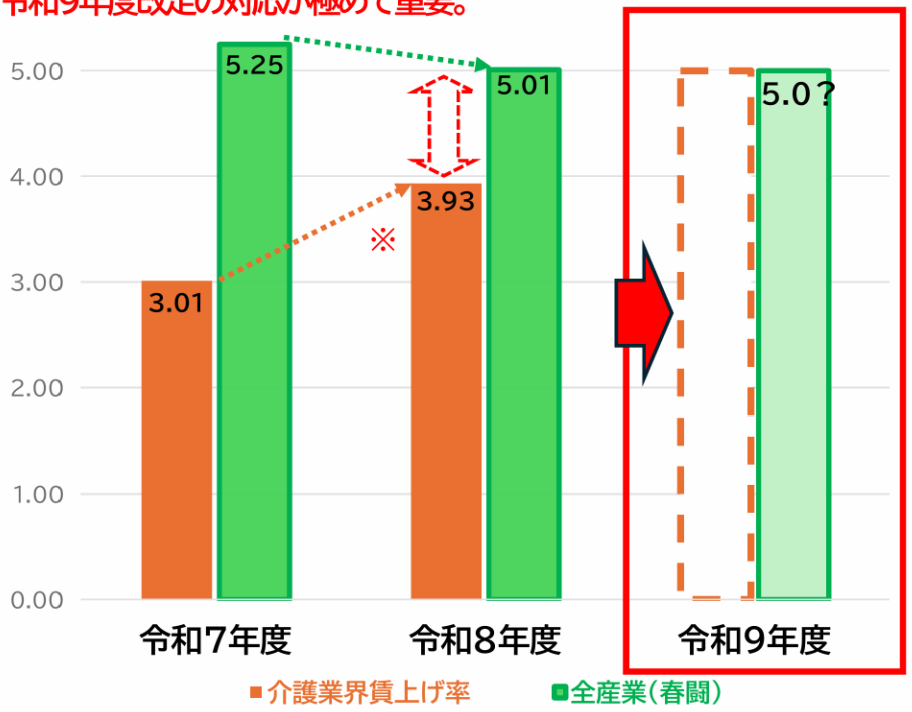
# 賃上げの状況

## 【正社員(全体):賃上げ額】



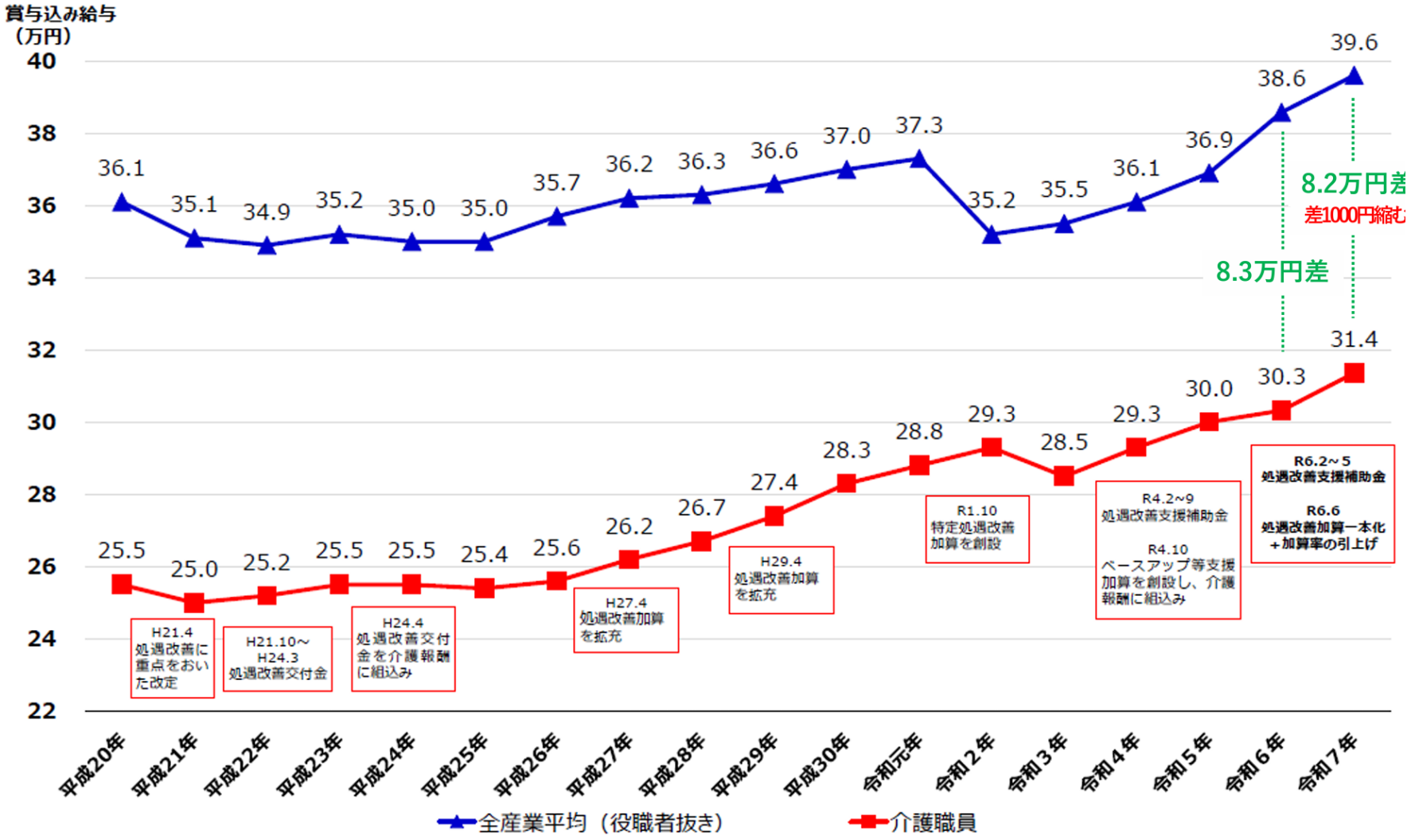

## 【 賃上げ率 】

令和8年度の臨時改定により賃上げは進展したが、全産業には届いていない
令和9年度改定の対応が極めて重要。




| | ㊟ 前年度 所定内給与 | 賃上げ額（平均） | 賃上げ率 | うちベア分（額） | 賃上げ率（ベア分） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和７年度 | 248,938円 | 7,483円 | ※ 3.01％ | 4,056円 | 1.63％ | ※令和8年の春調査結果 |
| 令和８年度 | 257,267円 | 10,114円 | ※ 3.93％ | 6,369円 | 2.48％ | ※令和8年9月調査時点 |

# 賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移



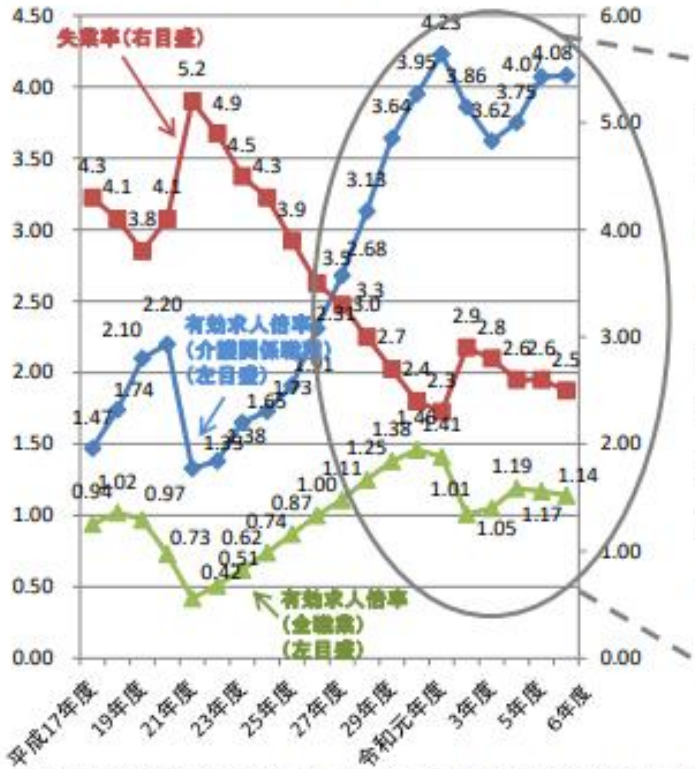

【出典】厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成。

※ 賞与込み給与は、調査年の６月分として支払われた給与に調査年の前年の１月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

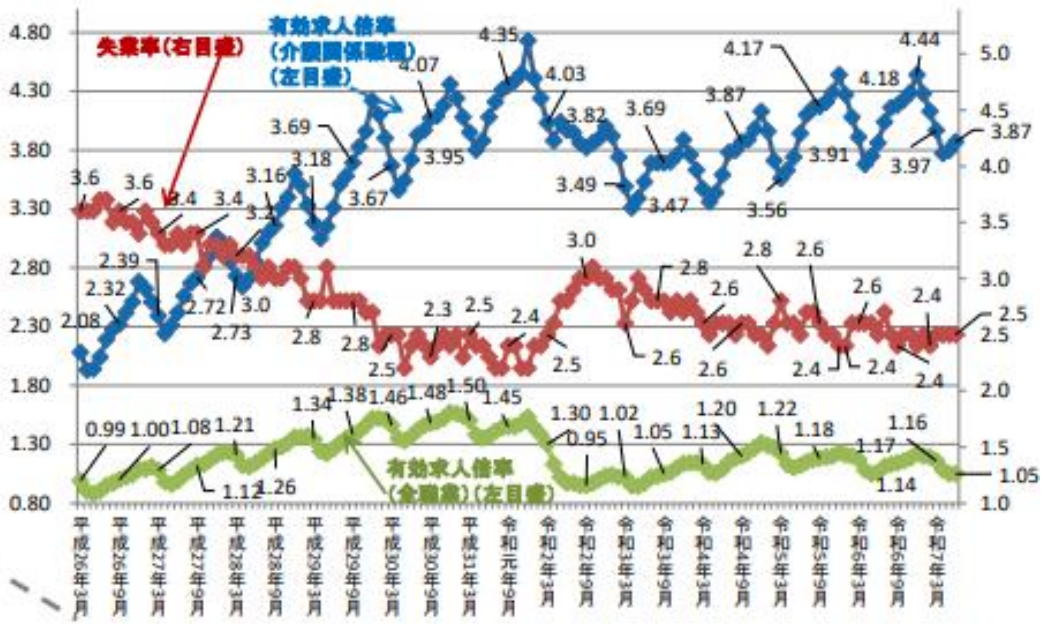
# 介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向
## ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。

有効求人倍率（介護関係職種）と失業率
【平成17年度～令和6年度／年度別】

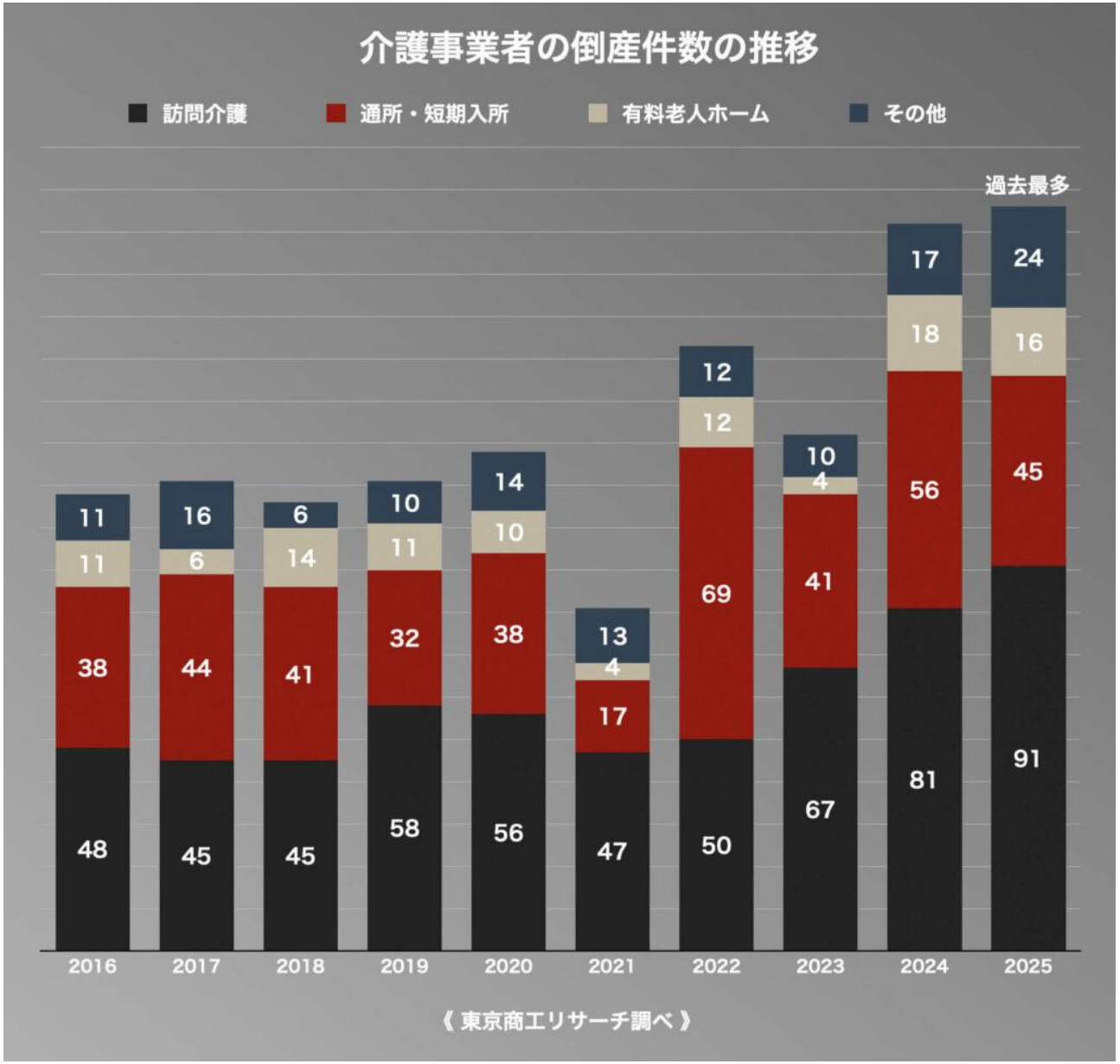



有効求人倍率（介護関係職種）（原数値）と失業率（季節調整値）
【平成26年3月～令和7年6月／月別】




注）平成22年度及び平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、補完的に推計した値となっている。
【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」
（※1）全職業及び介護関係職種の有効求人倍率はパートタイムを含む常用の原数値。
月別の失業率は季節調整値。
（※2）常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。
（※3）令和4年度までの数値は平成23年改定「厚生労働省職業分類」に基づく「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉の専門的職業」、「家政婦（夫）、家事手伝」、「介護サービスの職業」の合計であり、令和5年度以降の数値は平成21年12月改定「日本標準職業分類」に基づく「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉専門職業従事者」、「家政婦（夫）、家事手伝い」、「介護サービス職業従事者」の合計である。

# 介護事業者の倒産件数は過去最多を更新



# 令和9年度介護報酬改定に向けた要望

# 令和9年度介護報酬改定に向けた要望（サービス横断的な事項）

KAIZIREN

①物価高に応じた過去に類を見ない大幅な報酬増（基本報酬単位含む）

②報酬改定のサイクルを診療報酬と合わせた2年に1度へ見直し

③処遇改善加算の拡充と簡素化に向けた抜本的な加算の仕組み見直し

④制度の持続性確保に向けた生産性向上、事務負担軽減
自立支援・重度化防止、科学的介護の更なる推進

⑤地域区分の見直しにおけるマイナス影響に対する配慮

# 令和9年度介護報酬改定に向けた要望（サービス横断的な事項）

## ①物価高に応じた過去に類を見ない大幅な報酬増（基本報酬単位含む）

介護現場の事業構造は物価高と他産業の賃上げにより、経営環境及び人材確保の双方において極めて厳しい状況が続いています。

事業者自身も創意工夫し、経営の安定性の確保と改革を進めるべく努めてまいりますので、**令和9年度介護報酬改定においては、物価高に応じた過去に類を見ない大幅な報酬増（全国・全サービス分類において基本報酬単位と処遇改善）**の実現をお願いします。

## ②報酬改定のサイクルを診療報酬と合わせた2年に1度へ見直し

3年に1度の介護報酬改定のサイクルは、2000年介護保険法施行当時のデフレ下では適切であったと考えられますが、インフレ基調の現状では介護現場の疲弊に加えて運営実態と制度が乖離しています。厚生労働省をはじめとする関係各位の業務負担に配慮の上、診療報酬改定と同様に**2年に1度の改定サイクルへの見直し又は、毎年の物価スライドを考慮した改定となるよう検討お願いします。**

# 令和9年度介護報酬改定に向けた要望（サービス横断的な事項）

## ③処遇改善加算の拡充と簡素化に向けた抜本的な加算の仕組み見直し

介護従事者の処遇改善に向けて、次期改定では他産業と同等の賃上水準を目指すとともに、物価高を反映し改定サイクルを踏まえた大幅な処遇改善加算の引き上げをお願いします。

また、介護従事者の専門性に相応しい待遇評価を行う原資を事業者が確保できるよう、単年度対応を基本とする処遇改善加算の仕組みを改定サイクルに合わせるとともに、事業者にとって経営の根幹をなす給与規定の見直しにおける裁量権を適切に行使できるよう配慮をお願いします。

更には、介護現場や自治体の生産性向上、事務負担軽減に向けて、令和8年度臨時報酬改定によって一層複雑となった処遇改善加算の簡素化に向けて、抜本的な仕組みの見直しをお願いします。

# 令和9年度介護報酬改定に向けた要望（サービス横断的な事項）

## ④制度の持続性確保に向けた生産性向上、事務負担軽減 自立支援・重度化防止、科学的介護の更なる推進

次期改定における大幅な報酬増を検討いただくとともに、制度の持続性確保に向けた現場の創意工夫に基づく取組み推進も必要であると考えます。次期改定においては、「生産性向上」「事務負担軽減」「自立支援・重度化防止」「科学的介護」が推進されるような制度設計を構築いただくことをお願いします。

とりわけ「生産性向上」における指標となる「科学的介護」と「自立支援・重度化防止」の推進も合わせて評価すべく、制度見直しを更に加速いただくようお願いします。

## ⑤地域区分の見直しにおけるマイナス影響に対する配慮

地域区分は基本報酬単位及び加算に乗じて介護報酬が決定することから、見直しは実質的に基本報酬単位と同様の意味を有します。次期改定に向けて、公務員の地域手当に準拠し、現在の7区分から5区分への見直し検討が進められており、2つの区分が無くなることから影響が生じる自治体・事業者が多数となる見込みです。見直しに際しては、公務員の地域手当を原則としつつも、物価動向や地域の経済事情へきめ細かく配慮いただくとともに、全国の各自治体において地域区分の見直しによるマイナス影響が生じないようお願いします。

# 令和9年度介護報酬改定に向けた サービスごとの重点要望

# 令和9年度介護報酬改定に向けた要望（サービスごとの重点事項）

KAIZIREN

①訪問介護、介護老人福祉施設等に対する基本報酬単位増への配慮

②高齢者住まいに対する同一建物減算の拡大への慎重対応

③科学的介護の推進に向けて居宅介護支援へのLIFE関連加算の創設

④介護現場へのテクノロジー活用・生産性向上への評価の拡充と
特定施設入居者生活介護・通所介護等の人員配置要件の弾力化

# 令和9年度介護報酬改定に向けた要望（サービスごとの重点事項）

## ①訪問介護、介護老人福祉施設等に対する基本報酬単位増への配慮

物価高騰による深刻な影響を踏まえた全国、全サービス分類での基本報酬単位増を重ねてお願いするとともに、とりわけ令和6年度改定において、基本報酬単位がマイナスとなった訪問介護含む訪問系サービスは、地方中心に事業所閉鎖が相次ぎ、地域の在宅介護の崩壊を招きかねない事態に発展しています。次期改定においては、収益状況の調査結果による単純な全体平均による基本報酬単位の決定とならないよう配慮いただき基本報酬単位増をお願いします。

また、介護老人福祉施設等の施設系サービスにおいては、事業構造上他サービス以上に物価高の影響を受けており、経営環境は極めて厳しい状況にあります。基本報酬単位の大幅増と、基準費用額の上増しを切にお願いします。

## ②高齢者住まいに対する同一建物減算の拡大への慎重対応

有料老人ホーム等の高齢者住まいにおける、いわゆる囲い込み対策は不可欠であり、登録制度による適切な対応が求められています。他方で、物価高による影響は、高齢者住まいの経営にも深刻な影響を及ぼしており、訪問介護及び通所介護等における同一建物減算の更なる拡大や、新たな報酬体系によるマイナス影響が生じないよう慎重な判断をお願いします。

# 令和9年度介護報酬改定に向けた要望（サービスごとの重点事項）

## ③科学的介護の推進に向けて居宅介護支援へのLIFE関連加算の創設

介護保険制度の持続可能性の確保に向けて、自立支援・重度化防止及び科学的介護の推進は必要不可欠であり、次期改定においても継続的な評価をお願いします。

とりわけ、従来より取組みが遅れている在宅介護現場において更なる普及が求められる中、強力な推進には**在宅介護サービスの起点となる居宅介護支援における評価が不可欠**であると考えます。事務負担軽減への配慮は必要であるものの、居宅介護支援に対して**科学的介護推進体制加算をはじめとするLIFE関連加算の創設をお願いします。**

# 令和9年度介護報酬改定に向けた要望（サービスごとの重点事項）

## ④介護現場へのテクノロジー活用・生産性向上への評価の拡充と特定施設入居者生活介護・通所介護等の人員配置要件の弾力化

介護現場での人材不足への対応、制度の持続可能性の確保に向けて、テクノロジー活用による生産性向上が不可欠です。令和6年度改定において施設等で導入された生産性向上推進体制加算について、要件の見直しとともに更なる拡充や、在宅介護サービスへの加算創設をお願いします。

合わせて、令和6年度改定において特定施設入居者生活介護で見直された介護職員の配置要件に関する特例的な対応について、実証検証等の結果を踏まえて、サービスの質の確保や職員に対する負担の増大しない体制が確保されることを前提として更なる要件の弾力化をお願いします。

また、通所介護等の通所系サービスへも、同様の対応について検討くださいますようお願いします。

更には、認知症対応型共同生活介護における夜間の職員配置要件や、介護支援専門員等の専門職の配置要件の弾力化も合わせて、検討いただくようお願いします。